

静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月23日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第4号

静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(税務手当)</p> <p>第3条 税務手当は、本庁（静岡県部設置条例（昭和31年静岡県条例第45号）により設けられた部及びこれに属する人事委員会規則で定める機関をいう。以下同じ。）又は財務事務所に勤務する職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）が次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(防疫等作業手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる場合 作業に従事した日1日につき310円（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事した場合にあっては、<u>360円</u>（その作業が著しく危険であるものとして人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額））</p>	<p>(税務手当)</p> <p>第3条 税務手当は、本庁（静岡県部設置条例（平成18年静岡県条例第58号）により設けられた部及びこれに属する人事委員会規則で定める機関をいう。以下同じ。）又は財務事務所に勤務する職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）が次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(防疫等作業手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる場合 作業に従事した日1日につき310円（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、<u>低病原性鳥インフルエンザ</u>、<u>その他人事委員会規則で定める家畜伝染病</u>に限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事した場合にあっては、<u>380円</u>（その作業が著しく危険であるものとして人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額））</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第2項第2号の規定は、平成31年4月2日から適用する。
- 2 改正後の条例第7条第2項第2号の規定を適用する場合には、改正前の静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された防疫等作業手当は、改正後の条例の規定による防疫等作業手当の内払とみなす。